



島根県報

令和7年7月25日（金）

第 6 3 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出	（中 小 企 業 課）	2
港湾隣接地域の指定	（港 湾 空 港 課）	3
所有者等が判明しない放置自動車（2件）	（ ” ）	5
島根県収入証紙売りさばき人の氏名の変更	（審 査 指 導 課）	6
島根県収入証紙の売りさばきの廃止	（ ” ）	6

【公 告】

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	（薬 事 衛 生 課）	7
----------------------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県母子父子寡婦福祉資金システム開発・運用保守業務に係る随意契約の相 手方等	（青 少 年 家 庭 課）	8
--	---------------	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	8
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	8
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金 管理団体	10
不在者投票を行うことができる施設の名称の変更	11

【収用委告示】

公示送達	11
------	----

【正 誤】

令和7年3月21日付け島根県報第601号中	（港 湾 空 港 課）	11
-----------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第434号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町下来島1737、1741－5、1794－1、3779－1、3808、3884、3885－2、3885－3、3885－8、3885－14、3918－1、3923－1、3924－3、3928－9、3929－1、3929－2、3930－8

2 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第435号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡海士町大字海士2575－3、2576－2、2578

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第436号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和7年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

横田蔵市 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

協同組合横田ショッピングセンター 代表理事 安郷 弘泰 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地

有限会社サンコープ雲南 代表取締役社長 江隅 正広 島根県雲南市三刀屋町三刀屋1129番地5

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 有限会社サンコープ雲南 代表取締役 加藤 弘志

(変更後) 有限会社サンコープ雲南 代表取締役社長 江隅 正広

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 有限会社サンコープ雲南 代表取締役 加藤 弘志

(変更後) 有限会社サンコープ雲南 代表取締役社長 江隅 正広

(4) 変更の年月日

令和7年6月1日

2 届出年月日

令和7年7月9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

奥出雲町定住産業課（仁多郡奥出雲町三成358-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第437号

港湾隣接地域を次のとおり指定したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第3項の規定により告示する。

令和7年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

地 区 名	地 域
宅野地区	基点1から基点50までを順次結んだ線及び海面により囲まれた陸域 (点の表示) 基点1 島根県大田市仁摩町宅野字前原1270番地先場所打コンクリート堤基部 基点1から332度00分00秒の汀線まで引いた線 基点2 基点1から40度00分00秒 60.00メートルの点 基点3 基点2から115度00分00秒 40.00メートルの点 基点4 基点3から162度20分00秒 10.00メートルの点 基点5 基点4から87度00分00秒 37.00メートルの点 基点6 基点5から8度57分22秒 41.09メートルの点 基点7 基点6から13度59分18秒 7.53メートルの点 基点8 基点7から284度03分55秒 0.67メートルの点 基点9 基点8から14度04分34秒 16.04メートルの点 基点10 基点9から14度22分42秒 29.04メートルの点 基点11 基点10から14度05分39秒 3.85メートルの点 基点12 基点11から283度00分00秒 0.18メートルの点 基点13 基点12から13度42分38秒 12.04メートルの点 基点14 基点13から13度27分52秒 4.01メートルの点 基点15 基点14から13度01分22秒 4.00メートルの点 基点16 基点15から12度34分15秒 4.00メートルの点 基点17 基点16から11度49分43秒 4.00メートルの点 基点18 基点17から11度04分04秒 4.00メートルの点 基点19 基点18から11度04分34秒 2.01メートルの点 基点20 基点19から10度47分45秒 2.00メートルの点 基点21 基点20から9度38分16秒 4.02メートルの点 基点22 基点21から9度09分08秒 4.01メートルの点 基点23 基点22から8度14分17秒 4.01メートルの点 基点24 基点23から7度50分45秒 4.01メートルの点 基点25 基点24から286度53分30秒 0.06メートルの点 基点26 基点25から7度18分19秒 4.00メートルの点 基点27 基点26から6度24分05秒 4.00メートルの点 基点28 基点27から5度57分41秒 2.00メートルの点 基点29 基点28から5度52分52秒 4.01メートルの点 基点30 基点29から94度57分05秒 0.25メートルの点 基点31 基点30から5度40分39秒 5.88メートルの点 基点32 基点31から274度17分49秒 0.31メートルの点 基点33 基点32から6度07分57秒 4.81メートルの点 基点34 基点33から97度18分26秒 1.19メートルの点 基点35 基点34から7度43分33秒 0.67メートルの点 基点36 基点35から8度33分07秒 5.52メートルの点 基点37 基点36から10度35分38秒 3.77メートルの点

基点38	基点37から98度33分42秒	0.31メートルの点
基点39	基点38から8度08分24秒	0.72メートルの点
基点40	基点39から287度30分32秒	0.23メートルの点
基点41	基点40から8度59分41秒	6.00メートルの点
基点42	基点41から91度31分11秒	0.25メートルの点
基点43	基点42から8度25分11秒	1.03メートルの点
基点44	基点43から280度02分17秒	0.30メートルの点
基点45	基点44から9度07分15秒	18.73メートルの点
基点46	基点45から353度48分16秒	10.75メートルの点
基点47	基点46から7度45分22秒	16.18メートルの点
基点48	基点47から300度00分00秒	13.02メートルの点
基点49	基点48から340度00分00秒	30.00メートルの点
基点50	基点49から312度40分00秒	58.00メートルの点
	基点50から242度00分00秒の汀線まで引いた線	

島根県告示第438号

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号）第7条第2項の規定により、所有者等が判明しない放置自動車について次のとおり告示する。

令和7年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 警告書の貼付けの日

令和7年3月4日

2 放置されている場所

松江市美保関町七類3246番1

3 車名

シバウラ SD1500AO

4 塗色

赤色

5 自動車の種別

小型特殊自動車

6 自動車登録番号又は車両番号

—

7 告示後の取扱い

令和7年8月9日以降に当該放置車両について廃自動車認定をし、処分を行う。

8 問合せ先

島根県土木部港湾空港課管理係（電話 0852-22-6572）

島根県告示第439号

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号）第8条第2項の規定により、所

有者等が判明しない放置自動車について次のとおり告示する。

令和7年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 警告書の貼付けの日
令和7年3月4日
- 2 放置されている場所
松江市美保関町七類3246番1
- 3 車名
トヨタ ピクシスエポック DBA-LA300A
- 4 塗色
白色
- 5 自動車の種別
軽自動車
- 6 自動車登録番号又は車両番号
多摩580の5458
- 7 告示後の取扱い
令和7年10月26日以後に当該放置自動車について、処分を行う。
- 8 問合せ先
島根県土木部港湾空港課管理係（電話 0852-22-6572）

島根県告示第440号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があった。

令和7年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
1の9	大田市長久町長久 ハ7-1 島根県食品衛生協 会県央支所 支所 長 勝部 邦彦	大田市長久町長久 ハ7-1 県央保 健所内	島根県食品衛生協会大田支所 支所長 勝部 邦彦	島根県食品衛生協会県央支所 支所長 勝部 邦彦

島根県告示第441号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の廃止届の提出があり、指定の取消しをしたので、島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第3項の規定により告示する。

令和7年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

取消年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
令和7年4月1日	349	邑智郡川本町大字川本265-3 島根県食品衛生協会川本支所 支所 長 黒川 民次郎	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合 庁舎内

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）第11条第2項の規定により公告する。

令和7年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 研修及び講習の主催者

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人 島根県生活衛生営業指導センター
島根県松江市大輪町414番地9

3 研修又は講習の種類等

(1) 第1型研修

開 催 年 月 日	会 場 名	所 在 地
令和7年10月26日	いわみーる	浜田市野原町1826-1
令和7年11月30日	いきいきプラザ島根	松江市東津田町1741-3

(2) 第1型講習

開 催 年 月 日	会 場 名	所 在 地
令和7年10月26日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和7年9月8日	令和7年11月28日	令和8年1月9日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和7年9月8日	令和7年11月28日	令和8年1月9日

4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県母子父子寡婦福祉資金システム開発・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県健康福祉部青少年家庭課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年5月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社島根情報処理センター 代表取締役社長 遠藤嘉右衛門 島根県出雲市今市町321番地3

5 随意契約に係る契約金額

37,235,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月25日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
戸津川美二後援会	東 清司	戸津川 政世	浜田市清水町43-6	令和7年6月5日

島根県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月25日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
社会民主党島根県連合	芦原 康江	代表者の氏名	芦原 康江	加納 克己	令和7年4月26日
自由民主党多伎町支部	本田 一勇	代表者の氏名	本田 一勇	坂根 守	令和7年3月1日
		会計責任者の氏名	坂本 祐麻	本田 一勇	
自由民主党松江支部	野津 直嗣	代表者の氏名	野津 直嗣	立脇 通也	令和7年5月24日
		主たる事務所の所在地	松江市灘町1-7階	松江市堂形町881	
		会計責任者の氏名	柳原 治	吉金 隆	
自由民主党仁多支部	石原 武志	代表者の氏名	石原 武志	藤原 充博	令和7年6月1日
		会計責任者の氏名	小田川 謙一	石原 武志	
自由民主党木次支部	佐藤 隆司	代表者の氏名	佐藤 隆司	吾郷 廣幸	令和7年6月6日
		主たる事務所の所在地	雲南市木次町山方649-1	雲南市木次町新市290	
		会計責任者の氏名	板持 孝志	野津 朗利	
自由民主党島根県トラック支部	江角 洋暢	代表者の氏名	江角 洋暢	糸賀 優	令和7年6月12日
自由民主党島根県農林水産業振興会議支部	舟木 正明	代表者の氏名	舟木 正明	田尻 宏	令和7年6月23日

2 その他の政治団体

(1) 国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
大塚さとこ後援会	山本 誉	会計責任者の氏名	奥迫 敏	森川 和英	令和7年5月11日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
児玉としお後援会	児玉 俊雄	会計責任者の氏名	児玉 俊爾	三成 淳夫	令和7年4月22日
島根県農業者政治連盟	勝部 喜政	代表者の氏名	勝部 喜政	山中 康樹	令和7年4月28日
吉岡拓也後援会	吉岡 拓也	主たる事務所の所在地	出雲市平田町2621-5	出雲市平田町991-12	令和7年5月1日

宮脇竜治後援会（島根維新の風）	宮脇 竜治	政治団体の名称	宮脇竜治後援会（島根維新の風）	宮脇竜治後援会	令和7年5月29日
		主たる事務所の所在地	大田市三瓶町志学口451-1	邑智郡美郷町浜原179-8	
にしこりのりまさ後援会	上田 恭己	主たる事務所の所在地	安来市安来町1215-1 グランテージ安来501	松江市堂形町881	令和7年6月5日
村木勝也後援会	亀谷 賢	代表者の氏名	亀谷 賢	玉田 一	令和7年5月24日
		会計責任者の氏名	村木 ルリ子	杖田 浄子	
島根県社会保険労務士政治連盟	太田 成彦	代表者の氏名	太田 成彦	安食 賢	令和7年5月22日
		会計責任者の氏名	遠藤 宗一郎	河野 啓	
日本薬業政治連盟島根県支部	河内 義温	代表者の氏名	河内 義温	佐々木 哲夫	令和7年4月1日
		主たる事務所の所在地	松江市矢田町218番地2	松江市東津田町392-7	
		会計責任者の氏名	河内 義温	佐々木 哲夫	

島根県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年7月25日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
上代純子後援会	上代 純子	令和6年11月28日
川井弘光後援会	塩谷 典之	令和7年4月30日
渋谷勝後援会	渋谷 勝	令和7年3月31日
本田かずお後援会	坂根 守	令和7年5月12日
立脇通也後援会	井上 一夫	令和7年5月26日

島根県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月25日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
-----------	-----------	-----------------

上代 純子	上代純子後援会	令和 6 年11月28日
-------	---------	--------------

島根県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和 7 年 7 月 25 日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
介護老人保健施設ケアセンター 千鳥	松江市東出雲町揖屋1196	施設の名称	介護老人保健施設さんさんケ アセンター

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第 6 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第 3 項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第 5 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 25 日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

1 送達すべき書類

令和 7 年 7 月 17 日付け更正決定書

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

土地登記名義人（亡）田尾イワの相続人のうち書類を送達すべき場所を確知できない次の者

氏名 栗根 満知子

住所 山口県下関市吉見本町二丁目14番23号

3 書類の受領等

出頭の上、送達すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、令和 7 年 8 月 15 日をもって送達があったものとみなされる。

正 誤

令和 7 年 3 月 21 日付け島根県報第601号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤
28	平成30年	秋ノ横手
	5 月 25 日	秋ノ横手
	付け島根	秋ノ横手
	県 報 第 3, 0 0 8 号	アキノ横手 アキノ横手 アキノ横手

	の正誤中	秋ノ横手1986番20から同1986番11	正	アキノ横手1986番20から同1986番11、同1986番9
		秋ノ横手		アキノ横手
		秋ノ横手		アキノ横手
	平成30年 7月10日 付け島根 県報号外 第98号の 正誤中	秋ノ横手	誤	アキノ横手
		秋ノ横手		アキノ横手
		秋ノ横手		アキノ横手
		秋ノ横手1986番20から同1986番11	正	アキノ横手1986番20から同1986番11、同1986番9
		秋ノ横手		アキノ横手
		秋ノ横手		アキノ横手
	令和7年 1月21日 付け島根 県報第 584号の 正誤中	秋ノ横手	誤	アキノ横手
		秋ノ横手1986番20から同1986番11	正	アキノ横手1986番20から同1986番11、同1986番9